

秋 田 県 環 境 審 議 会 議 事 録

1 日 時 平成28年3月22日（火）13：30から15：00まで

2 会 場 秋田県議会棟大会議室

3 出席者 （委員）29名中22名出席（うち1名代理出席）

青木委員、朝倉委員、石川委員、小笠原（嵩）委員、奥山委員、
金委員、齊藤委員、佐々木委員、佐藤委員、柴田委員、菅原委員（議長）、
関口委員、高橋委員、露崎委員、福井委員、藤井委員、藤原委員、
松葉谷委員、山口委員、山本（まゆみ）委員、米田委員（代理）、
渡辺委員

（県）

栗津生活環境部長、嵯峨生活環境部次長、菅沼環境管理課長、古井環境管
理課政策監、柴田環境管理課八郎湖環境対策室長、和田温暖化対策課長、
高橋環境整備課長、高田自然保護課長

4 開催結果等

（1）会議の成立について

委員29名中、22名出席、うち1名代理出席となり、過半数の出席を得ましたの
で、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第31条第3項の規定によ
り、会議が成立しました。

（2）議事録署名委員について

議事録署名委員として、小笠原委員、金委員が指名されました。

（3）議事等について

諮問事項

諮問第16号の「第2次秋田県環境基本計画の見直し」について、県が説明し、
質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、議事録をご覧ください。

【議事録】

////////////////////////////////////

司会

それでは、ただいまより秋田県環境審議会を開催いたします。

はじめに、秋田県生活環境部長がご挨拶を申し上げます。

(生活環境部長あいさつ)

司会

本日の出席状況でございますが、委員29名中、現在22名で、過半数の御出席をいただいておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事に入ります。

秋田県環境基本条例の規定により、議長は会長が務めることとなりますが、本日、会長がご欠席となっておりますので、会長職務代理者に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。審議に入ります前に、環境審議会運営規程により、本日の会議録署名委員を小笠原委員、金委員に申し上げます。

なお、議事録作成の都合上、ご発言はお名前を言っていただいております。

それでは議事を進めさせていただきます。

「第2次秋田県環境基本計画の見直しについて」審議いたします。見直し案について事務局から説明をお願いします。

県

(説明)

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ご質問・ご意見がございましたらお名前を言ってからご発言お願いいたします。

委員

パブリックコメントを1カ月やって「意見なし」ということですが、この手のパブリックコメントでゼロというのはあり得る話なのでしょうか。1ページ目で環境意識の高まり、県民一人ひとりの環境意識が高まってきましたと言っているのですが、そのこととの整合性を取るつもりはありませんが、昨年12月にパリ協定も結ばれて、本来ならば地球温暖化についても県民の関心が高いのではないかと想像しますが、パブリックコメントがゼロというのは事務局としてどのように理解しているのでしょうか。

県

先月の8日に掲載してから、どれくらいの方がこのホームページをご覧いただいているか、関心いただいているかと思い、2日目以降、このページに来る人数がカウントされるような仕掛けをしてみました。その結果、1カ月で100件弱でした。また振興局等にどれだけの方が行ったか確認しておりませんが、意外とホームページに来てくださる方が少なかったというのが印象で、私どものPRもちょっと足りなかったと反省しております。県が主催した別の会議で、参加された方々から「パブリックコメントの期間が短い、意見を言いに行ったらすぐ締め切りになった」、「もっと伸ばしてくれないか」というようなご意見もいただきました。実際には1カ月間やっておりますが、これだけ毎日環境のこと、温暖化のことをニュース等で取り上げておりますので、県民の皆様の意識は高まったとは思いますが、我々のPRが足りていなかったと反省しております。

議長

よろしいでしょうか。そのほかにないでしょうか。

委員

60ページのISO14001環境マネジメントシステムのモデルにつきまして、このISO14001の規格は、2018年度から規格が変更になる予定で、現在その移行期間となっていますので、ここで掲げられている項目も変更になります。その旨をご記載するか、あるいはカットされたらいかがかと思えます。

県

最新の状況を取り入れられるように変更してまいります。

議長

そのほかはないでしょうか。

委員

生物多様性の保全についてですが、外来種の記載がどこにも載っていないような気がします。そもそも外来種が多いということは生態系がかく乱されて、なおかつ捕食等の関係で多様性が損なわれると思うのですけれども、いかがでしょうか。

県

この中ではないですが、平成12年に「秋田県生物多様性保全構想」を策定しており、現在改定作業を行っております。この基本計画には詳しい説明等はありませんが、生物多様性保全構想で外来種の関係や既存の動植物の保全に関して整理していきたいと考えております。

委員

63ページに生物多様性の保全の流れ的な話があるのですが、環境基本計画なので関連するとは思いますが、できれば詳細な情報等に触れながら、外来種などを何らかの形で掲載されてもいいかもしれません。

県

わかりました。その点に関してはもう一度検討していきたいと思っております。

県

27ページの「施策の方向」で、外来種などの移入防止の啓発ということで、外来種についても少し記載しております。63ページにも移入種対策があり、ここが外来種関係ですが、わかりづらい記載になっておりますので、所管課と相談し、わかりやすい記載にしていきたいと思っております。

委員

ぜひ生物種も含め検討をお願いしたいと思います。

議長

はい、どうぞ。

委員

関連した質問ですけれども、この審議会委員のリストを見ますと、「漁業組合」と書いてあります。この漁業組合というのは海の関係ですか。淡水も含めて統括されているのでしょうか。今日は欠席されているようですが。

県

委員が所属しております秋田県漁業協同組合は海の関係です。内水面（淡水）は入っておりません。

委員

内水面は無視していいのでしょうか。今の委員の質問は内水面に関わる外来魚の方だろうと思います。遊漁者から年間15,000円のお金を取っているのだから釣り対象魚を放流する義務があるはずです。目的税なので狩猟関係と同じようなシステムにして、お金を取るのであれば、放流した魚種と、どれくらい放流しているのか、釣り人に明示する義務があると思うのですが。

そして、特にダム湖が新しくできるとすぐに漁業組合がニジマス等外来種を放流しているという現状があります。それは絶対やめてくれと言っている矢先にまた放流されてしまっている。森吉山で例があります。その辺いかがお考えでしょうか。

県

内水面関係の委員がいないというご指摘はこの後検討してまいります。ダム湖にニジマス等放流するということについては、別の場で我々も研究させていただいて、委員の方に個別にご報告したいと思います。

委員

どうしてこの場で言えないのですか。

県

今手元にある資料でお答えできる範囲を超えたご質問ですので、お時間をいただいて所管課と十分に話を詰めていきたいと思えます。

委員

よろしく願いいたします。

議長

そのほかありますか。

委員

62ページに関して、表に「レッドリスト分類群」という表現があるのですが、これは具体的には何を指すのか教えていただけないでしょうか。

県

県内の貴重な動植物を、種類ごとに分けた区分が8つということでありまして、例えば哺乳類、淡水魚類、爬虫類といった分野ごとにレッドリストをまとめておりまして、先ほど説明があったとおり、昨年まで2つ、今年度は追加で4つ改定されておりまして、残りの2つを見直すということです。

委員

この表現だとちょっとわかりにくいと思えました。そうするとそのレッドデータ群の中で区分されるものが全部で8つあり、最終的には全てに関してそれぞれ改定していくということでしょうか。

県

前回作ってからもう既に10年以上経過していますので、だいぶ動植物の状況が変わっております。そのため適宜見直しが必要ですが、今年までで6つ見直しが終わっております。例えば哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類などの8つの区分の中で改定を行っており、残りの哺乳類と昆虫類の2つを30年まで改定し、全ての改定がほぼ計画どおり終わるといふことです。

委員

提案ですが、「レッドデータブックで改定するレッドリストの分類群数」と表現するなれば、よりわかりやすくなるかと思えます。あるいは、このレッドリスト分類群数のところに注釈をつけて、最後の用語解説で説明すれば理解させられるのではないかと思えます。

県

わかりました。そのように修正します。

議長

そのほかご意見・ご質問、お願いします。

委員

65ページの表で「農山村と都市住民等の交流参加者数」がありますが、どのようにカウントされたか定義がなされていないと思えます。また、目標が1,100万人となっておりますが、ニーズがすごくあると思えますが、どういう数え方をしているか教えていただけますか。

県

都市農村交流人口は、県で振興局や市町村を通じて実態調査を行ったもので、その内訳は直売所の利用者数または農家民宿の利用者数、農家レストランの利用者数などを合計した数字です。一番大きなものは直売所の利用者数になっております。

委員

わかりました。少し説明を加えていただければわかりやすいかと思しますのでよろしく
お願いします。

議長

その他お気づきの点、ご意見ございませんでしょうか。

委員

いただいた案に対してのコメントを出さなかったのもあまり適当ではないと思いますが、5年前のときにも同じことを言っており、結局取り上げられなかったのですが、45ページの3Rや循環型社会の形成と、71ページでそれを図にした絵と関連するのですが、この3Rの1番目がリデュース、発生抑制と書いていて、なおかつ「廃棄物等の発生を抑制」と書いてあり、生産と消費に吹き出しがついています。もともとこの3Rが出てきた考え方で一番の元は、生産・消費を減らそうという、廃棄物だけの話ではないのです。生産と消費量を減らしていきましょう、というのが3Rの一番の根底にある考え方ですが、5年前にも同じこと言っていますが、秋田県として本来の3Rのリデュースの考え方、すなわち、生産と消費を減らしていきましょうということを本当に考える準備があるのか。これはこのままいくと、経済の規模を小さくしていくということになる。それをデフレとか不景気とかは別として、その点を本当に県は考えているのだろうか。国は今のところあまり考えているとは思えませんが、5年前にこういうことを言ったので同じことを言わせていただきます。リデュースは廃棄物の縮小という非常に小さな問題ではなくて、この71ページの絵にもあるように生産と消費を減らしていくのが最も基本的な考え方であり、県がもしそういうことを少しでも考えてくれれば、大変ありがたいと思っております。

県

確かに生産・消費を抑えていくとしており、経済的にいろいろなところに波及すると思
いますが、今回については、経済と環境の好循環を図っていくという考え方で作っており
ます。同じ生産をするのであれば、できる限り廃棄物が出ないようにというやり方もある
のではないかと、それを消費する段階でも廃棄物にするのではなくて、再使用の道があるの
ではないかという観点から作っております。また、そういう中で資源を循環させていくこ

とが循環計画としては大前提ではないかということで、基本目標としてその循環利用率、全体のうちどれぐらい資源を再利用しているのかという数値を今回持ってきたということでもあります。

委員

新しく今回追加された部分に関連して要望ですが、26ページでニホンジカのくだりが追加されております。また63ページでは「野生動植物の適正な管理」という言葉がありますので、2ページの国の施策に鳥獣保護管理法の制定か改正を追加された方が、全体の入口としてそういうものがあり、第2種鳥獣保護管理計画を作成されているという話につながってくると思います。

県

ご指摘のとおり法律改正がありました。秋田県では第11次鳥獣保護管理事業計画ですが、平成28年までで計画5年間で終わりました。平成29年からまた第12次の計画を立てることになりますが、その際にニホンジカとイノシシについて追加した計画を立てることとしております。そのときの状況がわかるようにしたいと思っております。

委員

要は、2ページに平成26年に制定されている国の鳥獣保護管理法が記載されていないので、追加しないと全体がわからないということです。

県

わかりました。追加します。施行は平成27年の5月でしたが、改正は平成26年ですので、その部分を追加します。

議長

そのほかありませんでしょうか。

委員

50ページの地球温暖化対策の推進のところ、過去100年における秋田の気温が、

1. 3℃上昇しているというのを載せていただいております、こういう県民にとって密接なデータを載せていただくのは大変よいことだと思います。51ページには「日本において予想される気候変動の影響」ということで、例えば農業だとリンゴ等の着色不良など、そのほか土砂災害や水害などいろいろな分野について取り上げてありますが、これらは日本・オールジャパンにおいて気候変動の影響が懸念されるということです。

県としてこれに対して、いわゆるFIT・固定価格買取制度などについては書かれていますが、こういう気候変動の影響に対する適応についての基本スタンス、取組というのはどのように考えているのでしょうか。担当部署が広くて大変だとは思いますが、こういうリンゴ等の着色不良など県民にとって身近なことがいろいろあると思うのですが、これに対してどう適応し、そのための調査等をどうやっていくのか、今後の課題とは思いますが、取組の基本スタンスについてお聞きしたいと思います。

県

51ページに書かれております日本の気候変動の影響について、中ほどに記載しているものが昨年11月27日に閣議決定された国の適応計画の内容であり、国においても示されたばかりです。県レベルでは、一部策定済みの県もありますが、多くの自治体ではこれからこれを踏まえて、温暖化対策計画の中で、あるいは独立した計画という位置づけで、適応計画の策定作業が進められております。

国でもこういった適応に関しては、地域によって状況が違うためなかなか難しい面があるということをお話しておきまして、そのための補助的なツール等の提供もされるようなことも聞いております。

来年度以降、県の温暖化対策推進計画の改定を予定しておりますので、その検討の中で適応策についても検討していく予定としております。

議長

よろしいでしょうか。そのほかはご意見ございませんでしょうか。発言されていない方、よろしいでしょうか。

それでは、ご質問・ご意見なければ、これで諮問第16号の「第2次秋田県環境基本計画の見直しについて」の質疑を終わりたいと思います。

皆様からのご意見いただきまして集約いたしますと、この計画案としては適当であると

判断されますが、本日いただきました意見を反映させて成案とすべきであるということと思われま

す。詳細については私にご一任いただいて事務局と調整いたしまして、この諮問事項の内容は適当である旨を知事に答申することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

それではどうもありがとうございました。皆様ご意見・ご質問ありがとうございました。ほかにございませんでしたので、これで本日の審議は終了いたしまして、会議の進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。

司会

ないようですので、以上をもちまして、秋田県環境審議会を終了いたします。

委員の皆様、長時間のご審議、ありがとうございました。お帰りの際は、どうかお気をつけてお帰りください。